

公共事業コスト縮減 行動計画2010



平成22年7月

栃木県

目 次

1 行動計画2010策定の背景	1
2 行動計画2010の骨子	1
（1）計画期間	1
（2）コスト縮減の取組み内容	1
（3）コスト縮減額の算定	2
（4）全庁的な取組み	2
（5）縮減目標	2
3 コスト縮減に対するフォローアップ	2
4 施策概要	3
5 具体的施策のイメージ図	3～12
栃木県公共事業施行対策連絡会（コスト縮減対策に係る検討組織体制）	13
公共工事コスト縮減対策部会運営要領	14

1 行動計画2010策定の背景

公共工事コスト縮減対策については、依然として厳しい財政事情が続く中、また、「とちぎ未来開拓プログラム」を推進するため、さらに高いコスト意識をもって取り組む必要がある。

しかし、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあり、コストと品質の両面が確保できる縮減対策を進める必要がある。

このため、良質な社会資本の整備を着実に進めるために、政府で作成した「公共事業コスト構造改善プログラム」も踏まえ、「公共事業コスト縮減行動計画2010」を策定し、継続してコスト縮減を推進していく。

公共事業を効率的かつ効果的に執行し、適正価格で良質な社会資本を整備することが必要

「とちぎ未来開拓プログラム」を着実に推進するため、さらに高いコスト意識をもって取り組んでいくことが必要

平成22年7月
「公共事業コスト縮減行動計画2010」策定

2 行動計画2010の骨子

(1) 計画期間

平成22～26年度(5年間)

(2) コスト縮減の取り組み内容

行動計画2010におけるコスト縮減の取り組みは、公共事業の構想・計画階から建設工事、維持管理まで、すべての分野をコスト縮減の対象とする。

(分野)	(主な内容)
1 工事コスト	計画・設計の見直しや新技術の採用による低減
2 時間的コスト	効率的に工事を実施し整備効果の早期発現
3 ライフサイクルコスト	耐久性を向上させ維持管理コストを低減
4 環境的コスト	現場発生材の再利用や環境への負荷低減
5 効率性向上による長期的コスト	工事関係手続きの電子化による低減

(3) コスト縮減額の算定

5つの分野・22施策のすべてにおいて、可能な限り貨幣換算し、コスト縮減額として算定する。

5分野・22施策のすべてを対象に、可能な限り貨幣換算

(4) 全庁的な取り組み

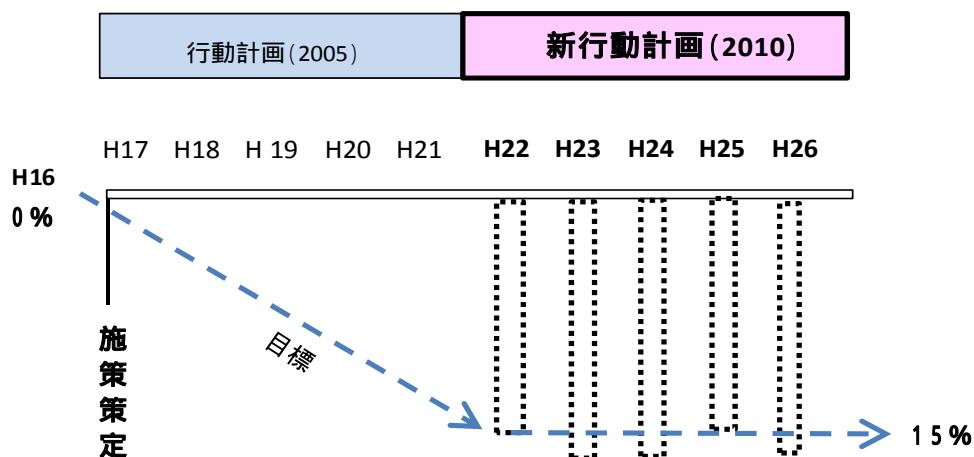
公共事業の効率的で着実なコスト縮減を図るためには、公共工事担当部局のみならず、引き続き関係部局も含め全庁が一体となった取組が必要である。



引き続き全庁一体
となって取り組む

(5) 縮減目標

5分野22施策に対し、前行動計画(2005)で達成した15%以上(平成16年度基準)の水準を5年間維持することを目標とする。



平成17年度に策定した5分野22の施策に対し
前計画(2005)で達成した15%以上の水準を維持

3 コスト縮減に対するフォローアップ

行動計画2010の実施状況については、年度毎に公共工事コスト縮減対策部会においてフォローアップし、栃木県公共事業施行対策連絡会議(議長:知事)に報告するとともに、広く県民の理解を得ながら説明責任を果たしていく。

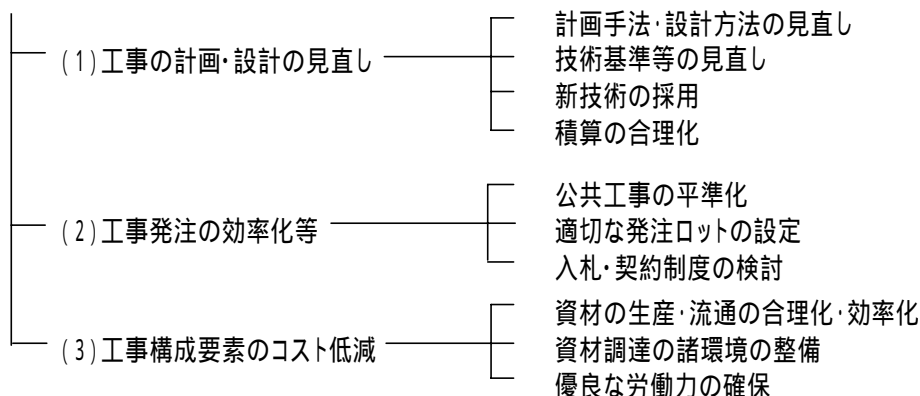
4 施策概要

行動計画 2010 施策体系

行動計画 2010 では、5 分野における 22 施策を実施する。

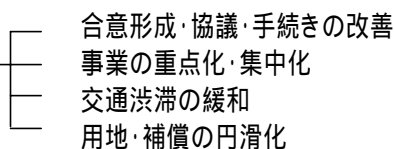
・工事コストの低減

(10 施策)



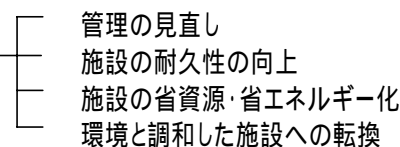
・時間的コストの低減

(4 施策)



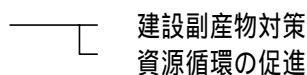
・ライフサイクルコストの低減

(4 施策)



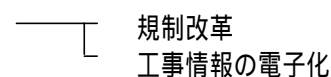
・環境社会におけるコストの低減

(2 施策)



・効率性向上による長期的コストの低減

(2 施策)



22 施策

5 具体的施策のイメージ図

各施策の具体策について、事業分野（共通、道路、河川、砂防、下水道、公園、公共建築、農業農村整備、森林整備、団地整備、用地）のうち代表的事例を記載する。

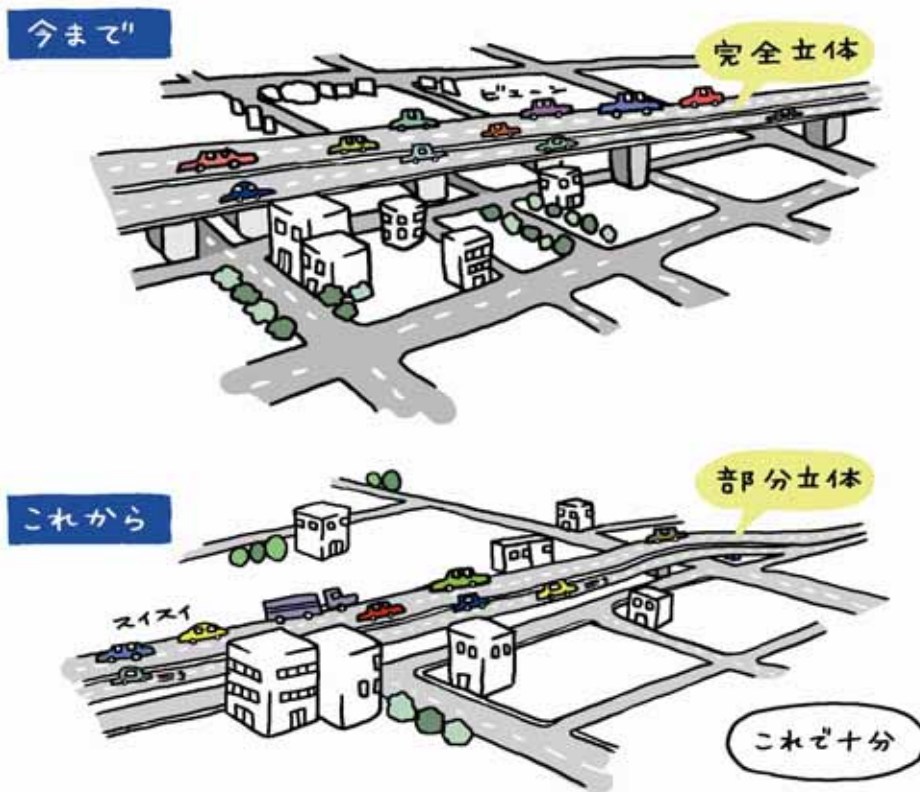
具体的施策のイメージ図

No.1 【共通】

<p>施策名</p>	<p>・工事コストの低減 (1) 工事の計画・設計の見直し 技術基準等の見直し</p>
<p>具体施策名</p>	<p>地域の実情にあった規格(ローカルルール)の設定の促進</p>
<p>施策内容</p>	<p>地域高規格道路に地域の状況に応じた道路構造を採用する。</p>

イメージ図

地域の実情にあった規格を採用！



<p>施 策 名</p>	<p>・工事コストの低減 (2) 工事発注の効率化等 入札・契約制度の検討</p>
<p>具体施策名</p>	<p>企業の技術力の適正な評価</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>入札・契約制度において、価格と企業の技術力を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式を実施する。</p>

イメージ図

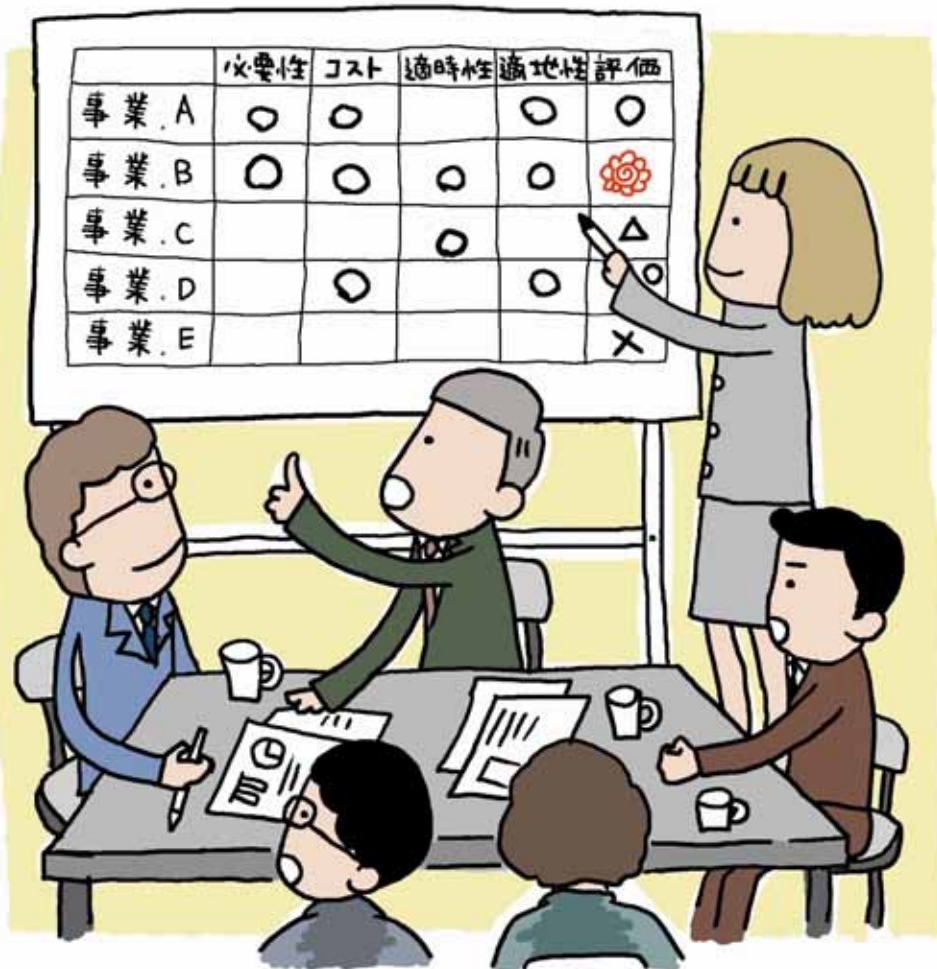
技術力で勝負！



<p>施策名</p>	<p>・ 時間的コストの低減 合意形成・協議・手続きの改善</p>
<p>具体施策名</p>	<p>事業評価の厳格な実施</p>
<p>施策内容</p>	<p>事前評価、再評価を厳密に実施し、事業の峻別を行い、効果的な事業執行を図る。</p>

イメージ図

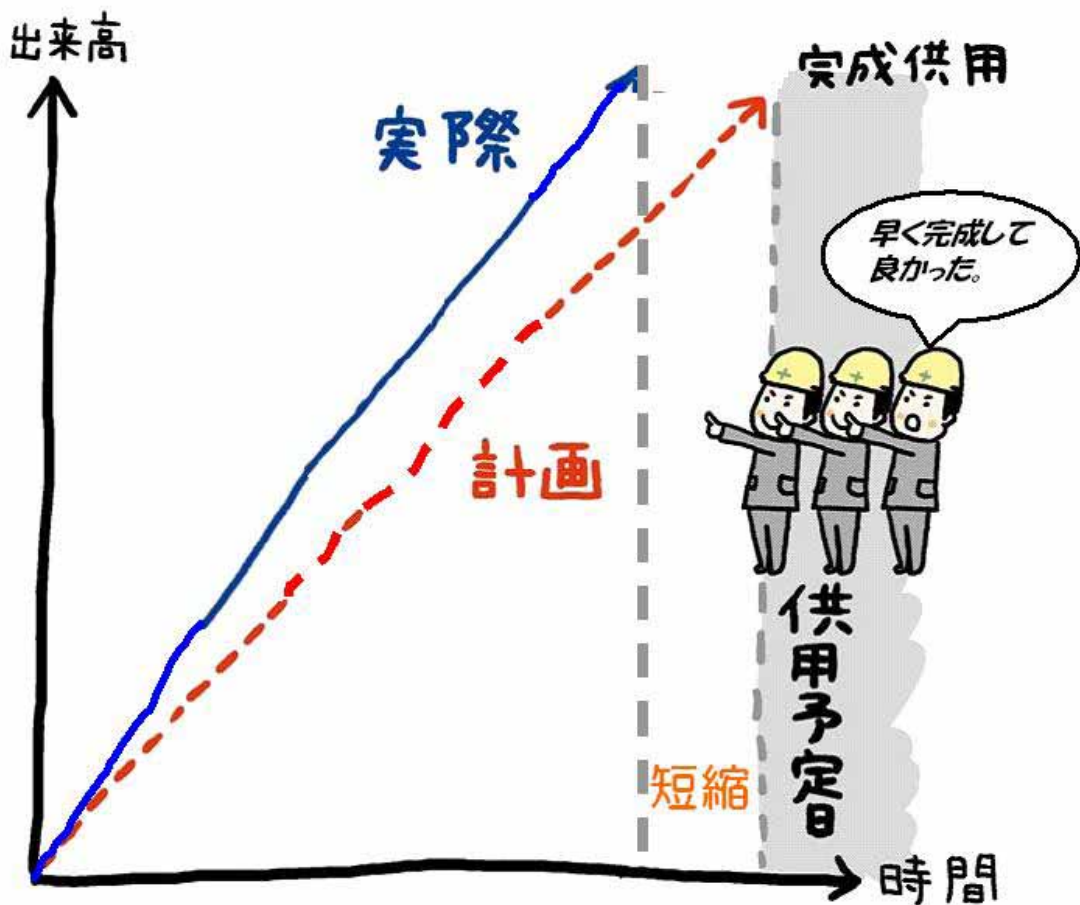
多面的な評価で県民生活にとってより効果の高い事業を実施！



施策名	・ 時間的コストの低減 事業の重点化・集中化
具体施策名	工事個所の集中化
施策内容	主要施設を早期に完成することにより、当該施設に係る事業便益を早期に発現する。

イメージ図

時は金なり！



<p>施策名</p>	<p>・ライフサイクルコストの低減 管理の見直し</p>
<p>具体施策名</p>	<p>地域住民やボランティアの参加による維持管理を推進</p>
<p>施策内容</p>	<p>愛ロードとちぎ事業によるボランティア団体、市町、道路管理者の三者による道路美化活動を行う。</p>

イメージ図

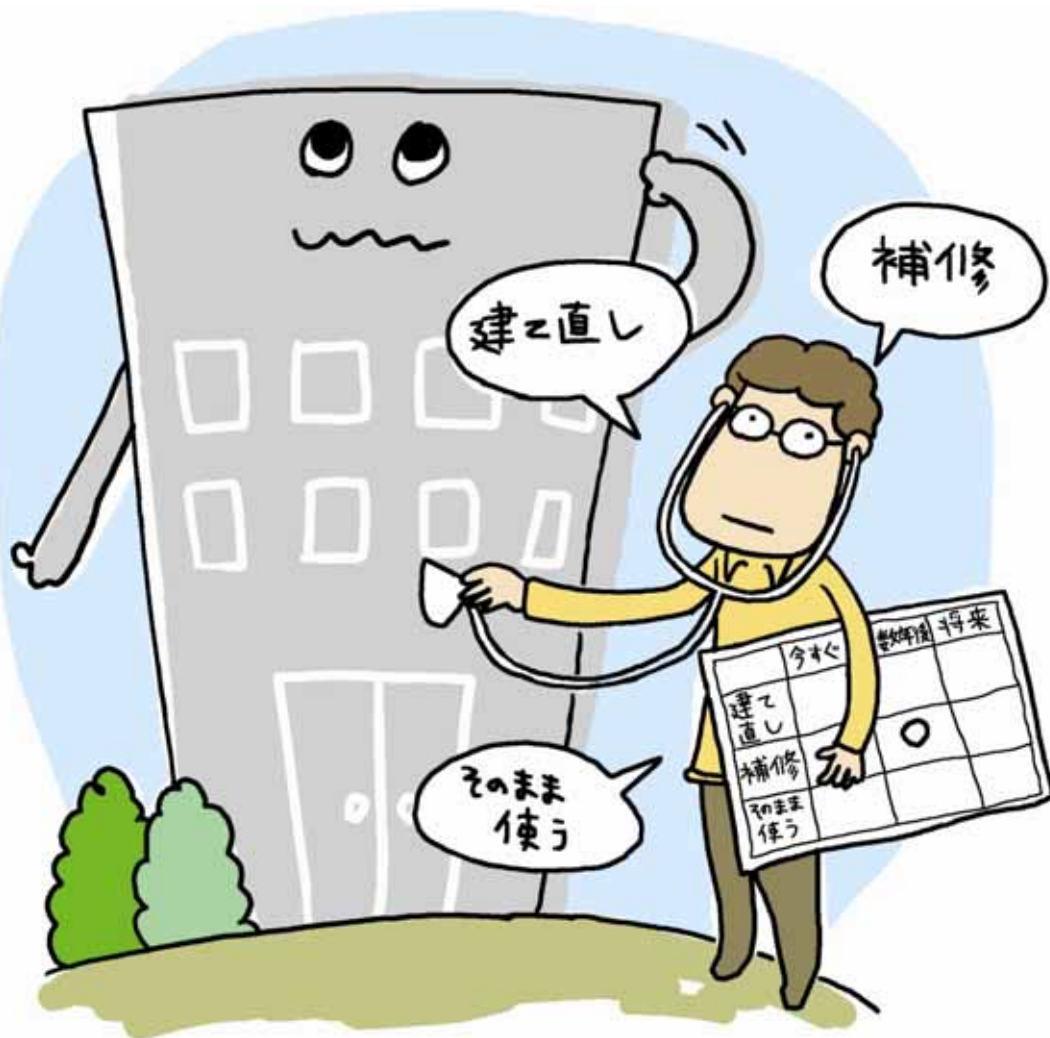
みんなのまちをみんなできれいに！



<p>施策名</p>	<p>・ライフサイクルコストの低減 管理の見直し</p>
<p>具体施策名</p>	<p>既存ストックの有効活用</p>
<p>施策内容</p>	<p>適切な保全管理により県有施設の長寿命化を図る。</p>

イメージ図

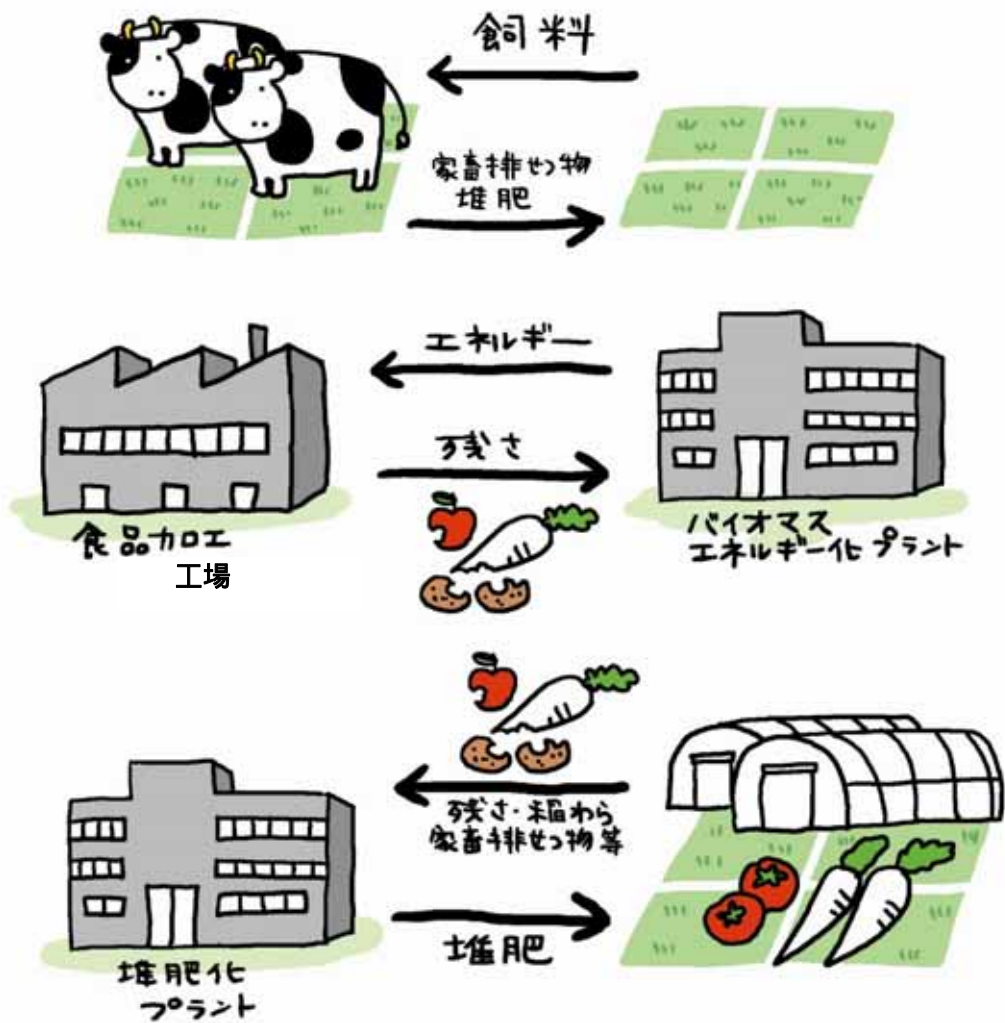
計画的な維持管理の仕組みを導入！



<p>施策名</p>	<p>・環境社会におけるコストの低減 資源循環の促進</p>
<p>具体施策名</p>	<p>地域に埋蔵するバイオマス等の循環利用を促進</p>
<p>施策内容</p>	<p>農業集落排水処理場から発生する汚泥、農畜産廃棄物などのバイオマスを堆肥・エネルギーなどに循環利用する。</p>

イメージ図

バイオマスで循環型社会へ！

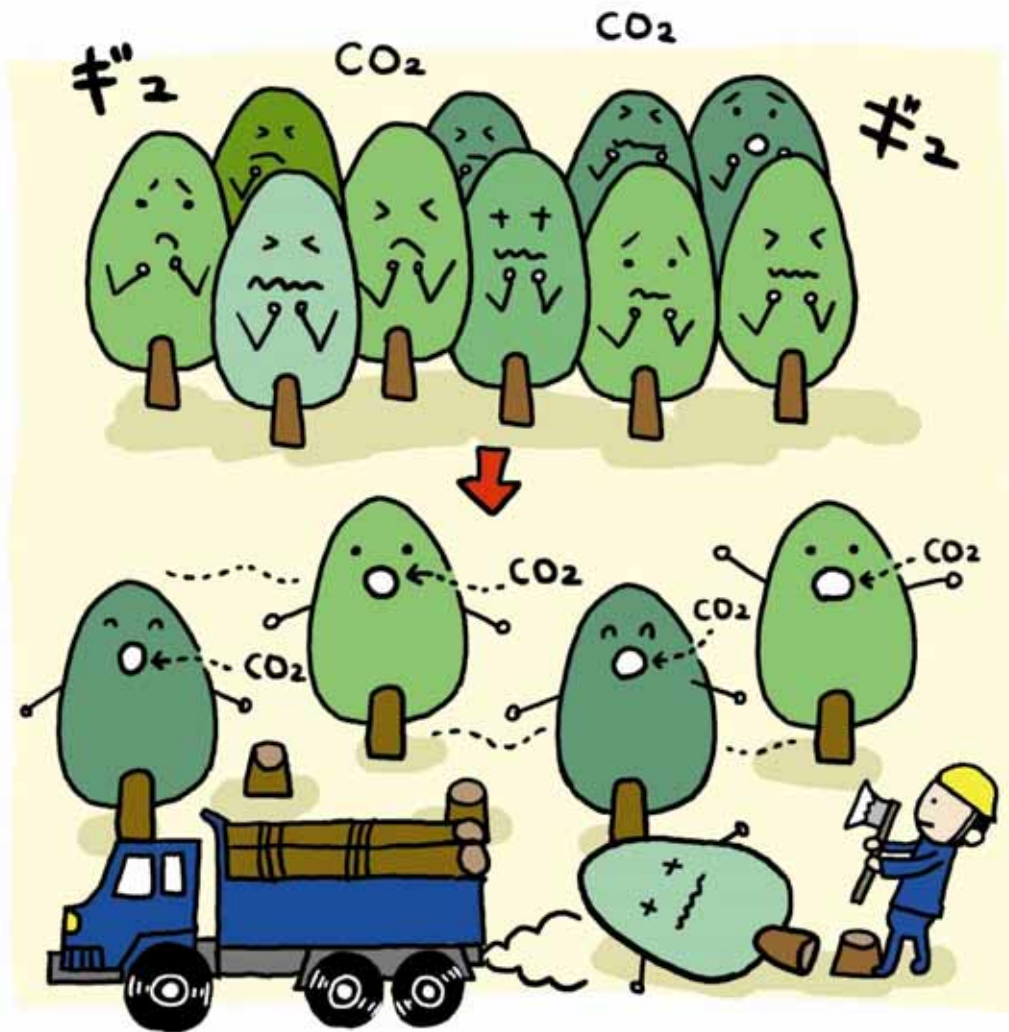


具体的施策のイメージ図 No.8 【森林整備及び自然公園】

<p>施策名</p>	<p>・環境社会におけるコストの低減 資源循環の促進</p>
<p>具体施策名</p>	<p>地球温暖化森林吸収源「10ヶ年対策」の一環として、間伐材の積極的な活用を促進</p>
<p>施策内容</p>	<p>地球温暖化防止を図るため、間伐材の利用を促進する。 搬出・加工・流通環境を整備し、材料製造過程においてエネルギー消費の少ない県産材の利用を促進する。</p>

イメージ図

県産材の有効活用で地球温暖化防止！



具体的施策のイメージ図 No.9 【共通】

施策名	・ 効率性向上による長期的コストの低減 工事情報の電子化
具体施策名	建設CALS/ECの導入推進 入札契約情報を逐次インターネットで公開
施策内容	入札契約手続きの透明性の向上や事務効率の向上を図るために事業の各段階での電子化の導入を推進する。 競争参加資格者情報、発注予定情報、指名基準、入札・開札調書及び結果、入札監視委員会の審議議事録などを逐次公開する。

イメージ図


電子入札システムを更新！

従来



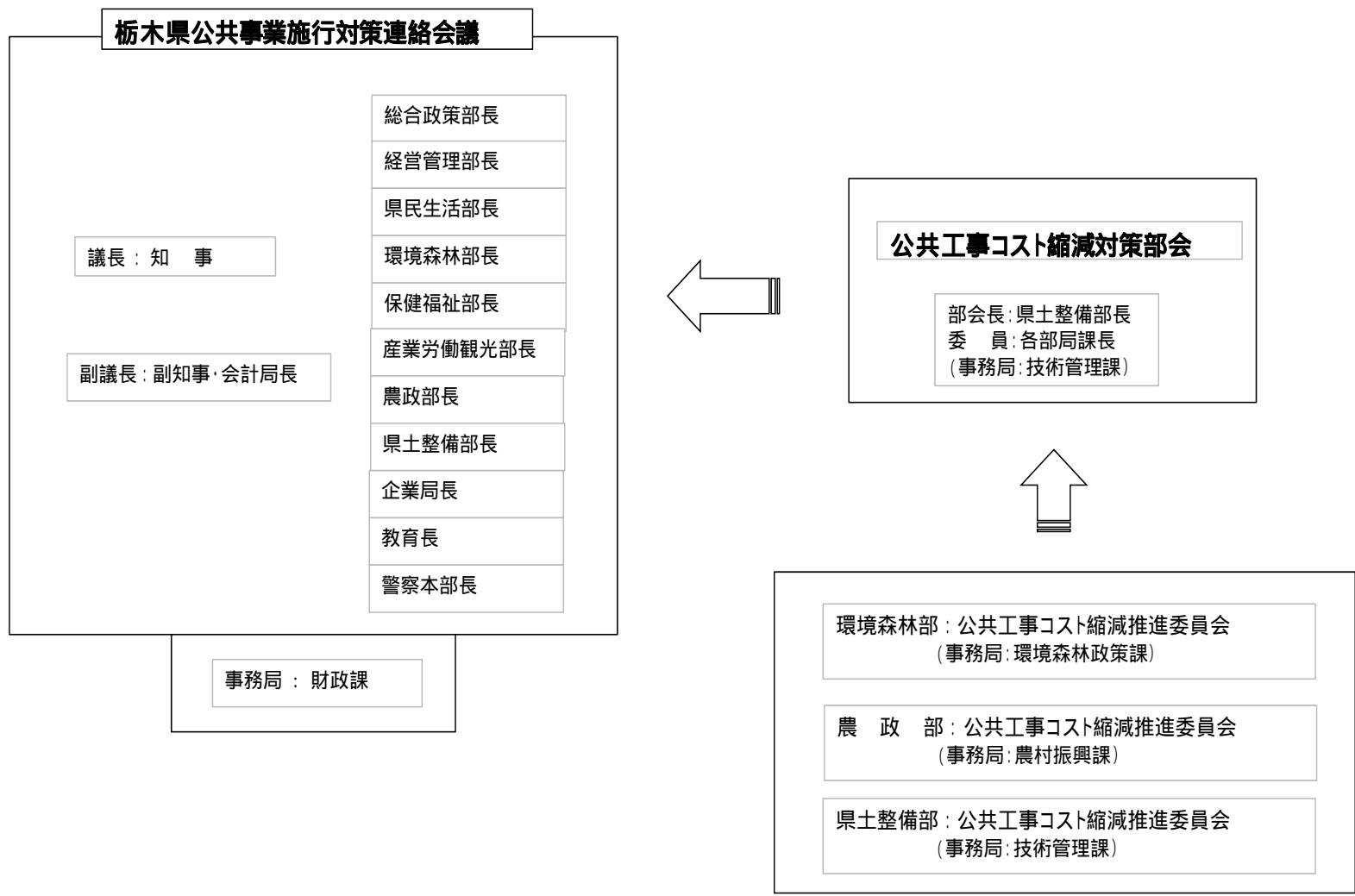


ASPへ更新



(別紙)

栃木県公共事業施行対策連絡会議 (コスト縮減対策に係る検討組織体制)



公共工事コスト縮減対策部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県公共事業施行対策連絡会議設置要綱第6条第2項の規定に基づいて設置する「公共工事コスト縮減対策部会」(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、検討・調整を行う。

- 1 公共工事コスト縮減を図る行動計画の策定に関すること。
 - (1) 工事の計画・設計等の見直しに関すること。
 - (2) 工事発注の効率化等に関すること。
 - (3) 工事構成要素のコスト縮減に関すること。
 - (4) 工事実施段階での合理化・規制緩和等に関すること。
- 2 実施状況の調査に関すること。
- 3 その他必要な事項

(構成・運営)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表に定める者をもって構成する。

- 2 部会長は、県土整備部部長を充てる。
- 3 副部会長は、県土整備部次長(技)を充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じ、部会を開催し、議長として会議を主宰する。

(報告)

第4条 部会長は、部会において検討された事項等を「栃木県公共事業施行対策連絡会議」に報告するものとする。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、県土整備部技術管理課に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要領は、平成9年5月19日から適用する。
この要領は、平成12年4月1日から適用する。
この要領は、平成13年4月1日から適用する。
この要領は、平成22年7月1日から適用する。

(別表)

公共工事コスト縮減対策部会組織表

部会長	県土整備部長	
副部長	県土整備部次長(技)	
委員	総合政策部	総合政策課長・市町村課長
	経営管理部	財政課長
	環境森林部	環境森林政策課長・自然環境課長 林業振興課長・森林整備課長
	保健福祉部	保健福祉課長
	産業労働観光部	産業政策課長
	農政部	農政課長・農村振興課長・農地整備課長
	県土整備部	技術管理課長・道路整備課長・河川課長 都市整備課長・建築課長
	企業局	地域整備課長・水道課長
	教育委員会	文化財課長
	警察本部	会計課長
事務局	県土整備部技術管理課	

公共事業コスト縮減行動計画 2010 栃木県
平成22年7月

監 修 **公共工事コスト縮減対策部会**

問い合わせ先 **事務局 栃木県県土整備部技術管理課**
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
電話 028-623-2421
